

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	市内小規模事業者の融資斡旋		
根拠法令及び条項	那覇市小口資金融資に関する規則		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準：那覇市小口資金融資に関する規則第4条各項 那覇市小口資金融資に関する規則第4条各項のいずれかに該当する小規模事業者への融資を県内金融機関に斡旋する。		
審査基準 設定年月日	昭和51年10月1日	審査基準 最終変更年月日	平成19年3月30日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(3営業日程度 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠： )		
標準処理期間 設定年月日	平成28年 3月 15日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	経済観光部商工農水課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。